○農林水産省告示第五百五十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）附則第十二条第一項第一号の規定に基づき、同号の共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則附則第十二条第一項第一号の共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積は、次の表の上欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる面積とする。

共済目的の種類	面積
うんしゅうみかん	二十アール
なつみかん	二十アール
いよかん	二十アール
かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）	二十アール
りんご	二十アール
ぶどう	二十アール
なし	二十アール
もも	二十アール
おうとう	十アール
びわ	十アール
かき	二十アール
くり	二十アール
うめ	二十アール
すもも	十アール
キウイフルーツ	二十アール
パインアップル	二十アール

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百五十八号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）附則第十二条第四項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める暴風雨を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則附則第十二条第四項第一号の農林水産大臣が定める暴風雨は、次のいずれかに該当する暴風雨とする。

一　最大風速一三・九メートル毎秒以上の暴風雨

二　最大瞬間風速二〇・〇メートル毎秒以上の暴風雨

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十三号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十一項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

番号	関係都道府県名称	区間
一～一七六（略）	（略）	（略）
一七八	浦ノ内湾	高知県 須崎海岸保全区域（横浪地区を除く。）と須崎海岸保全区域横浪地区との間
一七九～二七九（略）	（略）	（略）

改正前

番号	関係都道府県名称	区間
一～一七六（略）	（略）	（略）
一七八	浦ノ内湾	高知県 須崎海岸保全区域（横浪地区及び塩間地区を除く。）と須崎海岸保全区域横浪地区との間及び須崎海岸保全区域（横浪地区及び塩間地区を除く。）と須崎海岸保全区域塩間地区との間
一七九～二七九（略）	（略）	（略）

海上運送法第二条第十一項に規定する指定区間は、次の表のとおりとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。